

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

環境アセス終了後に都市計画手続きをすべき

都市計画は一度決定すると10年~20年変更ができない。従って環境アセス手続きと都市計画の手続きを平行して進めるような手続き上の矛盾を行政が行ってはならない。

環境アセスメント後に都市計画手続きをし、環境アセス手続きを先にやりながら、途中から都市計画手続き並行させさせることは絶対認められない。3 月に事業内容も示さぬままの基本計画決定。8 月~9月に事業概要のみで環境アセスを市民・区民に求めるのはむりがある。重ねて、環境アセスと都市計画決定の同時決着は認められない。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）